

# 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

### 1. 改正の趣旨

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を抜本的に強化するため、「3年間で4,000億円の予算を大胆に投入する施策パッケージを講じる」とされた。
- 当該パッケージの実現に当たっては、民間から御意見を募集し、制度設計を行うこととしており、今般、民間からいただいた御意見を踏まえ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく各種助成金について、所要の改正を行う。対象となるのは以下の助成金であり、内容の詳細は別紙のとおり。（職業安定分科会関係は下線関係）

#### 1. 特定求職者雇用開発助成金

#### 2. キャリアアップ助成金

#### 3. 人材開発支援助成金

- また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降の状況を踏まえ、トライアル雇用助成金について所要の改正を行う。（内容の詳細は別紙のとおり。）

### 2. 根拠法令

雇用保険法第62条第2項及び第63条第2項

### 3. 施行期日等

公布日 令和4年3月31日（予定）

施行期日 令和4年4月1日

## 1. 特定求職者雇用開発助成金

## 成長分野人材確保・育成コースの新設

- 本コースは、人への投資の強化の観点から、特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）既存コースの対象となる就職困難者を、民間からの提案を踏まえて設定するデジタル・グリーンなどの成長分野の業務に従事させる事業主が雇い入れた場合に特開金既存コースより高額の特開金助成を行うもの。（雇保則附則第15条の5）
- 高年齢者、障害者などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大及びこれらの者の成長分野への労働移動の円滑化を図るため、支給額を特開金既存コースの1.5倍とする。

## 【現行制度の支給額と新コースの支給額】

## 短時間労働者以外

対象労働者	既存コース		新コース	
	中小企業 事業主	中小企業 事業主以外	中小企業 事業主	中小企業事 業主以外
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 就職氷河期世代 生活保護受給者等 等	60万円	50万円	90万円	75万円
65歳以上の高年齢者	70万円	60万円	105万円	90万円
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	120万円	50万円	180万円	75万円
重度障害者、45歳以上の障害 者、精神障害者	240万円	100万円	360万円	150万円

## 短時間労働者

対象労働者	既存コース		新コース	
	中小企業 事業主	中小企業 事業主以外	中小企業 事業主	中小企業事 業主以外
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	40万円	30万円	60万円	45万円
65歳以上の高年齢者	50万円	40万円	75万円	60万円
障害者、 発達障害者、難治性疾患患者	80万円	30万円	120万円	45万円

#### 4. トライアル雇用助成金

##### トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金）の拡充

- 本コースは、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働需要が減退する分野が生じる一方で、新たな労働需要が創出される分野も期待されることから、トライアル雇用を活用し、労働者が新たな職種に対応できるようになるまでの事業主の負担を軽減しつつ、異なる分野への労働移動を推進するもの。（雇保則附則第15条の6）
- 急速な需要増加の見込まれる分野ではアフターコロナに向けて社会経済活動の再開に応じて労働力不足の深刻化が懸念されるため、感染症の拡大以降、継続的に人手不足が生じている事業主に対する支給額を増額する。

【現行制度の概要】				
本人の希望	常用雇用		短時間労働	
支給額	4万円		2.5万円	
【改正後の内容】				
感染症の拡大以降、継続的に人手不足が生じている事業主に係る支給額を次のとおり増額する。				
本人の希望	常用雇用		短時間労働	
	増額あり	増額なし	増額あり	増額なし
支給額	5万円	4万円	3.12万円	2.5万円

# 特定求職者雇用開発助成金 成長分野人材確保・育成コースについて（新設）

令和4年度予算 150億円

- 特定求職者雇用開発助成金は、**高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大**を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を抜本的に強化するため、3年間で4,000億円の施策パッケージを講じ、**デジタルなど成長分野への労働移動の円滑化や人材育成を強力に推進**。
- **就職が特に困難な者を継続して雇い入れた上で、人材育成や定着にも取り組む事業主**を支援する**高レート**の**助成コース**を新たに設置。就職が特に困難な方の成長分野における就職機会拡大と定着促進を図る。

## 【新たな助成コースの内容】

コース名	対象 労働者/事業主	助成対象 期間	支給額	その他
<b>成長分野 人材確保・ 育成コース</b>	<p>①対象労働者 高年齢者、障害者、母子家庭の母等、就職氷河期世代など、 現行の特定求職者雇用開発助成金の対象労働者全て</p> <p>②対象事業主 民間から提案のあったデジタル・グリーンなどの<b>成長分野 の事業主</b>（※） ※成長分野の事業主は、業種の区分ではなく、<b>対象労働者が 従事する業務の内容を考慮して判断</b>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>デジタル、DX化関係業務</b></li> <li>・ <b>グリーン、カーボンニュートラル化関係業務</b></li> <li>・ <b>上記以外の民間から提案のあった成長分野関係業務</b></li> </ul>	<p><b>1～3年</b></p> <p>※現行の コースに 同じ。 支給期は 半年経過 ごと。</p>	<p><b>45万円 ～360万円</b> (対象労働者 一人当たり) ※現行コー スの<b>1.5倍</b>。</p> <p>新コースの支給 要件は満たさな いが、現行コー スの支給要件を 満たす場合は、 現行コースにて 助成金を支給。</p>	<p>助成対象期間中にあつ ては、人材育成や定着 の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>実施計画書</b></li> <li>・ <b>実施結果報告書</b></li> </ul> <p>の提出を義務化。 (主な項目) 計画：業務内容、OJT計画、 雇用管理改善計画など 報告：雇用期間中配慮した こと、業務の内容、計画に 対する達成度、所感、雇用 政策への意見・要望など</p>

# 特定求職者雇用開発助成金（人への投資関係）

令和4年度予算（令和3年度当初予算額）：624億円（564億円）  
うち民間からの提案を踏まえてメニュー化分：150億円（新規）

厚生労働省

## ■ 概要

高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

## ■ 助成内容等

助成金の種類	対象労働者	助成内容 <sup>※1</sup>	
		助成対象期間	支給額
特定就職困難者コース	高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 障害者 等	1～3年	30～240万円 （2～6期に分けて支給）
生涯現役コース	65歳以上の離職者	1年	40～70万円 （2期に分けて支給）
被災者雇用開発コース	東日本大震災による被災離職者 ・被災地求職者	1年	30～60万円 （2期に分けて支給）
就職氷河期世代安定雇用実現コース	正規雇用の機会を逃した等により十分な キャリア形成がなされなかった就職困難者	1年	30～60万円 （2期に分けて支給）
	特定求職者雇用開発助成金対象者全て		

民間から提案のあったデジタル・グリーンなどの成長分野の事業主<sup>(※)</sup>が雇い入れた場合に高額助成。

<sup>(※)</sup>対象労働者が従事する業務の内容を考慮して判断

※1 助成対象期間や支給額は、対象労働者、企業規模等によって異なる。

支給額は、支給対象期（6か月）ごとに対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とする。

※2 この他、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」「生活保護受給者等雇用開発コース」がある。

## ■ 予算及び実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	753億円	531億円	522億円	586億円	564億円
実績	445億円	482億円	506億円	468億円	—

# トライアル雇用助成金 新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコースについて（見直し）

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働需要が減退する分野が生じる一方で、新たな労働需要が創出される分野も期待されることから、トライアル雇用を活用し、労働者が新たな職種に対応できるようになるまでの事業主の負担を軽減しつつ、異なる分野への労働移動を推進する。特に、急速な需要増加の見込まれる分野では、アフターコロナに向けて社会経済活動の再開に応じて、労働力不足の深刻化が懸念されるため、**感染症の拡大以降、継続的に人手不足が生じている事業主に対する助成額を増額**することにより、採用活動を支援、求人充足を促進する。

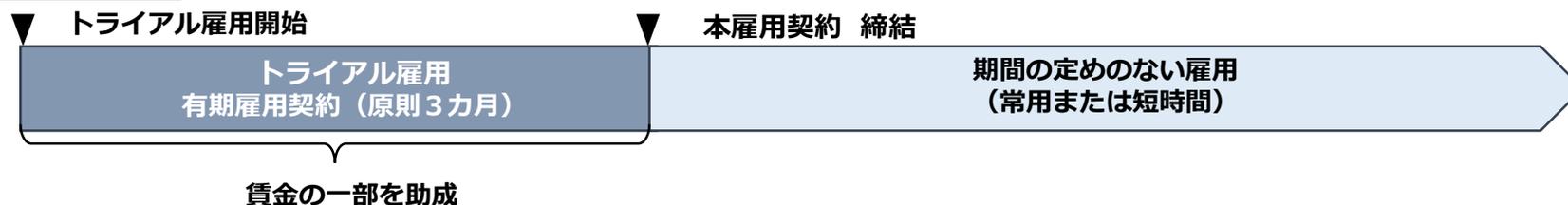
## 2. 助成内容等

対 象	本人の希望	所定労働時間	支給額
・職業紹介の日において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者 ・雇入れに係る事業主が「 <b>感染症の拡大以降、継続的に人手不足が生じている事業主</b> 」（※）である場合	常用雇用	週30H以上	月額4万円 <b>月額5万円</b>
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円 <b>月額3.12万円</b>

※「感染症の拡大以降、継続的に人手不足が生じている事業主」は、次の①から③の全ての要件を満たすこととする。

- 令和2年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していない事業主
- 令和2年4月1日以降、雇用保険被保険者が休業支援金を受給していない事業主
- 令和2年1月24日以降、雇用保険被保険者を事業主都合により離職させていない事業主

## 3. 助成のイメージ



<参考：トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）>

○職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者※について、**常用雇用への移行を目的**に、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、月額4万円助成。（30時間未満は助成対象としない）

※2年以内に2回以上離転職を繰り返している者、離職している期間が1年超の者、育児等で離職し安定した職業に就いていない期間が1年超の者、フリーターやニート等で55歳未満の者、特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）